が第三十三条の二第一項、第三十四条第一項又は第三十六条第一項」に改め、「基づき」の下に「行政機関の長が」を加え、「当該受託独立行政法人等」を「独立行政法人統計センター」に改め、同条第二項中「受託独立行政法人等に」を「独立行政法人統計センターに」に、「当該受託独立行政法人等の」を「独立行政法人統計センターの」に改め、同条第三項中「第三十四条」を「第三十三条の二第一項の規定により指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者、第三十四条第一項」に、「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、同条第四項中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

第三十九条第一項中「措置」の下に「として総務省令で定めるもの」を加え、同項第一号中「当該行政機関の」を「当該行政機関が」に改め、「記録されている情報」の下に「（当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「地方公共団体」を「指定地方公共団体」に、「の行った」を「が行った」に改め、同項第三号中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に、「の行った」を「が行った」に改め、「調査票情報」の下に「第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　地方公共団体の長その他の執行機関（前号に掲げる者を除く。）第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

第三十九条第一項に次の一号を加える。

五　独立行政法人等（前号に掲げる者を除く。）第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

第四十条第一項中「地方公共団体」を「指定地方公共団体」に、「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、同条第二項中「届出独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改める。

第四十一条第二号中「に定める」を「又は第三号に定める」に改め、同条第三号中「第三十九条第一項第三号」を「第三十九条第一項第四号又は第五号」に、「届出独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改め、同条第四号中「行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等」を「行政機関等」に改める。

第四十二条第一項中「措置」の下に「として総務省令で定めるもの」を加え、同項第一号中「第三十三条」を「第三十三条第一項又は第三十三条の二第一項」に改める。

第四十三条第二項中「第三十三条」を「第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の二第一項」に、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第四十五条を次のように改める。

（所掌事務）

第四十五条　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総務大臣の諮問に応じて統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項を調査審議すること。

二　前号に掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三　第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第四項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第二十六条第三項、第二十八条第二項、第三十一条第二項、次条又は第五十五条第三項の規定により総務大臣に意見を述べること。

四　第四条第七項の規定により総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告すること。

五　第六条第二項の規定により内閣総理大臣に意見を述べること。

六　第三十五条第二項の規定により行政機関の長に意見を述べること。

七　第五十五条第三項の規定により関係行政機関の長に意見を述べること。

八　前各号に定めるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（委員会の意見の聴取）

第四十五条の二　総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

一　第二条第二項第二号若しくは第五項第三号、第五条第一項、第八条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条又は第二十九条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二　第四条第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項又は第四十二条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（幹事）

第四十九条の二　委員会に、幹事を置く。

2　幹事は、総務省及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　幹事は、委員会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

4　幹事は、非常勤とする。

第五十条中「ときは、」の下に「総務大臣又は」を加える。

第五十二条第二項中「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

第五十四条中「その他の高度情報通信ネットワーク」を削る。

第五十五条第一項中「届出独立行政法人等」を「独立行政法人等」に改め、同条第三項中「、内閣総理大臣」を削る。

第五十六条中「その他の関係者」を「、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体」に改める。

第六章中第五十六条の次に次の一条を加える。

（命令への委任）

第五十六条の二　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

第五十八条中「、第八条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第五十九条中「、自己」を「自己」に改める。

第六十条第一号中「者の」を「個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）」に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」に、「、自己」を「自己」に改める。

附則第九条第二項中「新法の規定による」を削り、「地方公共団体が行ったもの」の下に「であって第二十四条第一項の規定が適用されるべき統計調査に該当するもの」を加え、「新法の規定により地方公共団体」を「指定地方公共団体」に改め、「施行日以降新法」を削り、「新法の規定により届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改める。

（独立行政法人統計センター法の一部改正）

第二条　独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「受けて」の下に「、統計調査を実施し、又は」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　国の行政機関又は指定独立行政法人等（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十五条に規定する指定独立行政法人等をいう。以下この号において同じ。）の委託を受けて、同法第三十三条の二第一項、第三十四条第一項又は第三十六条第一項の規定に基づき当該国の行政機関又は指定独立行政法人等が行う事務の全部を行うこと。

第十二条第一項中「（平成十九年法律第五十三号）」を削る。